

定 款



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社メルディアDCと称し、英文では MELDIA Development & Construction CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、土木工事の設計、施工、監理および請負業
2. 建築用材料、住宅設備・機器、室内装飾品の設計、施工、販売
3. 建築機械、衣料品、日曜品雑貨、食料品、化粧品、スポーツ用品、家具、家庭用電気器具、自動車、貴金属、美術工芸品、事務機器、福祉用具の販売ならびに輸出入
4. 仮設建物、建築機械、自動車、住宅設備・機器、事務機器、福祉用具のリース業
5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、交換および鑑定
6. ホテル・旅館等の宿泊施設、遊技場、カラオケ・ボックス、カルチャーセンター、食堂、レストラン、岩盤浴施設（お湯を使わない温熱療養のための浴場）、マッサージ、結婚式場、会議場、イベント会場の経営および施設の賃貸
7. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業、生命保険の募集に関する業務
8. 旅行業
9. 環境アセスメント、廃棄物の収集、運搬、処理、および資源再利用
10. 有価証券等の保有、売買および運用
11. 林業、製材業、木材加工業
12. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
13. 病院、老人ホーム、ヘルスケア施設、養老施設の経営および賃貸ならびに介護保険法に基づく居宅介護支援事業
14. ペットショップ、ペット美容院、動物病院の経営および施設の賃貸
15. 墓地の造成、分譲および使用权の売買、賃貸業務
16. 石材の加工および販売
17. インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス業および通信販売業
18. 不動産信託受益権の売買およびその仲介
19. 不動産特定共同事業
20. 前各号に係るコンサルティング業
21. 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会関係書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、顧問、相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

- 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること

ができる。

（取締役会の招集者および議長）

第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の決議の省略）

第 2 3 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 2 4 条 取締役会に関する事項は、法令または本規定のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 2 5 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等という。」）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第 2 6 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（員 数）

第 2 7 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

（選任方法）

第 2 8 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

第 2 9 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 3 0 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 3 1 条 監査役の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当することができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

平成 5 年 9 月 1 4 日制定
平成 6 年 5 月 2 0 日變更
平成 9 年 3 月 2 5 日變更
平成 1 0 年 6 月 2 6 日變更
平成 1 1 年 7 月 3 0 日變更
平成 1 2 年 6 月 2 9 日變更
平成 1 4 年 6 月 2 7 日變更
平成 1 5 年 6 月 2 6 日變更
平成 1 6 年 6 月 2 4 日變更
平成 1 7 年 6 月 2 4 日變更
平成 1 8 年 6 月 2 3 日變更
平成 2 1 年 6 月 2 5 日變更
平成 2 2 年 6 月 2 4 日變更
平成 2 3 年 6 月 2 3 日變更
平成 2 5 年 1 0 月 1 日變更
平成 2 6 年 6 月 2 6 日變更
平成 2 7 年 9 月 1 8 日變更
平成 2 8 年 1 0 月 1 日變更
平成 3 0 年 7 月 1 日變更
令和 2 年 9 月 1 8 日變更
令和 3 年 1 0 月 1 日變更